共 通 仕 様 書

そ の 他 業 務 編

〔流量観測・監督補助〕

令和８年度以降

令和８年10月

山 形 県　県 土 整 備 部

1．流量観測業務共通仕様書

流量観測業務共通仕様書

目　　次

第１章　総　　則 ― 3
第101条　適　　用 ― 3
第102条　用語の定義 ― 3
第103条　受注者の義務 ― 4
第104条　業務の着手 ― 4
第105条　業務の実施基準 ― 4
第106条　設計図書の支給及び点検 ― 5
第107条　監督職員 ― 5
第108条　主任技術者 ― 5
第109条　担当技術者 ― 5
第110条　提出書類 ― 5
第111条　打合せ等 ― 6
第112条　業務計画書 ― 6
第113条　資料等の貸与及び返却 ― 6
第114条　作業確認 ― 7
第115条　指示事項及び連絡事項の定義― 7
第116条　関係官公庁への手続き等 ― 7
第117条　地元関係者との交渉等 ― 7
第118条　土地への立入り等 ― 8
第119条　成果物の提出 ― 8
第120条　関係法令及び条例の遵守 ― 8
第121条　検　　査 ― 8
第122条　修　　補 ― 8
第123条　条件変更等 ― 9
第124条　契約変更 ― 9
第125条　履行期間の変更 ― 9
第126条　一時中止 ― 9
第127条　発注者の賠償責任 ― 10
第128条　受注者の賠償責任 ― 10
第129条　部分使用 ― 10
第130条　再 委 託 ― 10
第131条　成果物の使用等 ― 10
第132条　守秘義務 ― 11
第133条　個人情報の取扱い ― 11
第134条　安全等の確保 ― 12
第135条　臨機の措置 ― 13
第136条　履行報告 ― 13
第137条　屋外で作業を行う時期及び時間の変更― 13
第138条　業務費用実績報告 ― 13
第139条　行政情報流出防止対策の強化― 13

第２章　低水流量観測 ---------- 15
第201条　観測の範囲（低水） ---------- 15
第202条　観測の実施（低水） ---------- 15
第203条　流速計 ---------- 15
第204条　精度管理 ---------- 15
第205条　成果物 ---------- 15

第３章　高水流量観測 ---------- 16
第301条　観測の範囲（高水） ---------- 16
第302条　観測の実施（高水） ---------- 16
第303条　浮子 ---------- 16
第304条　精度管理 ---------- 16
第305条　成果物 ---------- 16

第１章　　総　　則

第101条　適　　用

１．流量観測業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、山形県県土整備部の発注する流量観測業務に係る測量調査等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

２．設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

３．特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読みとりと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

第102条　用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

１．「発注者」とは、知事若しくはその委任を受けた者をいう。

２．「受注者」とは、流量観測業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。

３．「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第８条に規定するものであり、総括監督員及び監督員を総称していう。

４．「検査員」とは、流量観測業務の完了の検査にあたって、契約書第29条第２項の規定に基づき検査を行う者をいう。

５．「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第９条第１項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。

６．「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。

７．「高度な技術と十分な実務経験を有する者」とは、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。

８．「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

９．「契約書」とは、別冊の「測量調査等委託契約書」をいう。

10．「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、閲覧設計書をいう。

11．「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。

12．「共通仕様書」とは、各流量観測業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。

13．「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該流量観測業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

14．「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。

15．「数量総括表」とは、流量観測業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

16．「閲覧設計書」とは、流量観測業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該流量観測業務の契約条件を説明するための書類をいう。

17．「指示」とは、監督職員が受注者に対し流量観測業務の遂行上必要な事項について、書面をもって示し実施させることをいう。

18．「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

19.「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、流量観測業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
20.「報告」とは、受注者が監督職員に対し流量観測業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
21.「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
22.「承諾」とは、受注者が監督職員に対し書面で申し出た流量観測業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
23.「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
24.「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
25.「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
26.「提出」とは、受注者が監督職員に対し、流量観測業務に係わる書面又はその他の資料を説明し差し出すことをいう。
27.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。
（1）緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
（2）電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
28.「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が流量観測業務の完了を確認することをいう。
29.「打合せ」とは、流量観測業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
30.「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に、受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
31.「協力者」とは、受注者が流量観測業務の遂行にあたって再委託する者をいう。
32.「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。
33.「立会」とは、設計図書に示された項目において、監督職員が臨場し内容を確認することをいう。
34.「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
35.「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第 103 条　受注者の義務

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

第 104 条　業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）に流量観測業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が流量観測業務の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第 105 条　業務の実施基準

流量観測業務は、国土交通省「河川砂防技術基準 調査編」（以下「基準」という。）により実施するものとする。

第 106 条　設計図書の支給及び点検

1．受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

2．受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

3．監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第 107 条　監督職員

1．発注者は、流量観測業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。

2．監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

3．契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第８条第２項に規定した事項である。

4．監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、監督職員が受注者に対し口頭による指示を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後７日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

第 108 条　主任技術者

1．受注者は、流量観測業務における主任技術者を定め発注者に通知するものとする。

2．主任技術者は、契約図書等に基づき流量観測業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。

3．主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

4．主任技術者は、監督職員が指示する関連のある流量観測業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し業務を実施しなければならない。

第 109 条　担当技術者

1．受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く。）

なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適正な人数とし、８名までとする。

2．流量観測業務における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

3．担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第 110 条　提出書類

1．受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類を除く。

2．受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3．受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は８名までとする）。

また、登録機関に登録後、ＴＥＣＲＩＳより「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに監督職員

に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が閉庁時を除き 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

但し、登録機関から登録後の「登録内容確認書」が監督職員に電子メールで通知されている場合は、登録後の監督職員に対する提出は、連絡に代えることができるものとする。

第 111 条　打合せ等

1．流量観測業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、流量観測業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2．流量観測業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3．受注者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。

また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。

4．主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

5．打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

第 112 条　業務計画書

1．受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し監督職員に提出しなければならない。

2．業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

（1）業務概要
（2）実施方針
（3）業務工程
（4）業務組織計画
（5）打合せ計画
（6）成果物の内容、部数
（7）使用する主な図書及び基準
（8）連絡体制（緊急時含む）
（9）使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）
(10) その他

3．受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4．監督職員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第 113 条　資料等の貸与及び返却

1．監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。

2．受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。

3．受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4．受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については複写してはならない。

第 114 条　作業確認

1．受注者は、流量観測作業実施日について、作業着手前に監督職員に承諾を得なければならない。
2．監督職員は必要に応じて流量観測状況について現地で確認を行うものとする。その際には、受注者は監督職員に作業内容の説明や、検測を求められた場合には協力しなければならない。
3．受注者は、監督職員が観測結果等の提出を指示した場合、速やかに提出しなければならない。

第 115 条　指示事項及び連絡事項の定義

1．流量観測作業にあたっての監督職員の指示事項及び指示事項に対する受注者の連絡事項とは、下記のほか特記仕様書に記載した事項とする。
2．指示事項とは、下記のとおりとする。
（1）「待機指示」とは、台風、集中豪雨等による河川の増水の場合又は、増水が予想される場合、並びに緊急的な水質事故等の場合において、観測に必要な人員を受注者が定める基地等に集合するよう指示することをいう。
（2）「現地出動指示」とは、流量観測実施のために現地（観測地点）に出動するよう指示することをいう。
（3）「待機解除指示」とは、受注者が定める基地等での待機を解除するよう指示することをいう。
（4）「観測指示」とは、現地（観測地点）における流量観測作業を実施するよう指示することをいう。
（5）「最終観測時刻指示」とは、現地（観測地点）における最終の観測時刻を指示することをいう。
3．連絡事項は、下記のとおりとする。
（1）「準備完了連絡」とは、待機指示に対して観測に必要な人員を確保し、観測用資機材の準備が完了したことを監督職員に連絡することをいう。
（2）「観測開始連絡」とは、観測指示を受け観測開始したことを監督職員に連絡することをいう。
（3）「最終観測終了連絡」とは、最終観測時刻指示に対して、最終観測が終了したことを監督職員に連絡することをいう。

第 116 条　関係官公庁への手続き等

1．受注者は、流量観測業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、流量観測業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2．受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第 117 条　地元関係者との交渉等

1．契約書第 10 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2．受注者は、流量観測業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、質疑に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3．受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

4．受注者は、流量観測業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより地元協議等に立会するとともに説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5．受注者は、前項の地元協議により既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には指示に基づいて変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は発注者と協議のうえ定めるものとする。

第118条　土地への立入り等

1．受注者は、屋外で行う流量観測業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第11条の定めに従って監督職員及び関係者と十分な協調を保ち流量観測業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
　なお、やむを得ない理由により現地への立入が不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
2．受注者は、流量観測業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
　なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者の許可は発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3．受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示すほかは監督職員と協議により定めるものとする。
4．受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し、身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、作業終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第119条　成果物の提出

1．受注者は、流量観測業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2．受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は、履行期間途中においても成果物の部分引渡しを行うものとする。
3．受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（ＳＩ）を使用するものとする。
4．受注者は、「山形県電子納品取扱要領」「山形県電子納品運用マニュアル」及び設計図書に基づき提出するものとする。

第120条　関係法令及び条例の遵守

受注者は、流量観測業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第121条　検　　査

1．受注者は、契約書第29条第１項の規定に基づき業務完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
2．発注者は、流量観測業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3．検査員は、監督職員及び受注者又は主任技術者等の立会の上、「山形県委託業務等検査要領」に基づき検査を行うものとする。

第122条　修　　補

1．受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2．検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。
3．検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
4．検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は契約書第 29 条第２項に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 123 条　条件変更等

1．監督職員が、受注者に対して流量観測業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「流量観測業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
2．受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について、予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。
　なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
（1）第 118 条第１項に定める現地への立入りが不可能となった場合
（2）天災その他の不可抗力による場合
（3）その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合

第 124 条　契約変更

1．発注者は、次の各号に掲げる場合において、流量観測業務の契約の変更を行うものとする。
（1）流量観測業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
（2）履行期間の変更を行う場合
（3）監督職員と受注者が協議し、流量観測業務履行上必要があると認められる場合
（4）契約書第 28 条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2．発注者は、前項の場合において変更する契約図書は、次の各号に基づき作成するものとする。
（1）第 123 条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
（2）流量観測業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
（3）その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第 125 条　履行期間の変更

1．発注者は、受注者に対して流量観測業務の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを併せて事前に通知しなければならない。
2．発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び流量観測業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3．受注者は、契約書第 20 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4．契約書第 21 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 126 条　一時中止

1．契約書第 18 条第１項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、流量観測業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
　なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による流量観測業務の中断については、第 131 条臨機の措置により受注

者は適切に対応しなければならない。

（1）第三者の土地への立入許可が得られない場合

（2）関連する他の業務等の進捗が遅れたため流量観測業務の続行を不適当と認めた場合

（3）環境問題等の発生により流量観測業務の続行が不適当又は不可能となった場合

（4）天災等により流量観測業務の対象箇所の状態が変動した場合

（5）第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合

（6）前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

2．発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、流量観測業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。

3．前2項の場合において、受注者は屋外で行う流量観測業務の現場の保全については監督職員の指示に従わなければならない。

第127条　発注者の賠償責任

1．発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

（1）契約書第25条に規定する一般的損害、契約書第26条に規定する第三者に及ぼした損害について発注者の責に帰すべきものとされた場合

（2）発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合

第128条　受注者の賠償責任

1．受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

（1）契約書第25条に規定する一般的損害、契約書第26条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべきものとされた場合

（2）契約書第38条に規定する瑕疵担保にかかる損害

（3）受注者の責により損害が生じた場合

第129条　部分使用

1．発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第31条の規定に基づき受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

（1） 別途設計業務等の用に供する必要がある場合

（2） その他特に必要と認められた場合

2．受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第130条　再 委 託

1．契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（1）流量観測業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等

2．受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。

3．受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

4．受注者は、流量観測業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに流量観測業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、山形県の競争入札参加資格者である場合は山形県の指名停止期間中であってはならない。

第131条　成果物の使用等

1．受注者は、契約書第５条第５項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で成果品を発表することができる。
2．受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている流量観測方法等の使用に関し設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第７条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第 132 条　守秘義務

1．受注者は、契約書第１条第５項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2．受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第 131 条第１項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第 133 条　個人情報の取扱い

1．基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15 年5 月30日法律第58 号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2．秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3．取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4．利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5．複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6．再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7．事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8．資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9．管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は

必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め第112条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第134条　安全等の確保

1．受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

2．受注者は、屋外で行う流量観測業務の実施に際しては、流量観測業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課平成21年3月）を参考にして常に流量観測の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

（2）受注者は、流量観測業務現場に別途流量観測業務又は工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。

（3）受注者は、流量観測業務実施中、施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。

3．受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、流量観測業務実施中の安全を確保しなければならない。

4．受注者は、屋外で行う流量観測業務の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

5．受注者は、屋外で行う流量観測業務の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

6．受注者は、屋外で行う流量観測業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

（1）受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成５年１月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。

（2）屋外で行う流量観測業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。

なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。

（3）受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

（4）受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

（5）受注者は、流量観測現場に関係者以外の立入を禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入禁止の標示をしなければならない。

7．受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い爆発等の防止の措置を講じなければならない。

8．受注者は、屋外で行う流量観測業務の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

9．受注者は、屋外で行う流量観測業務実施中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するととも

に、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第 135 条　臨機の措置

1．受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、臨機の措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。

2．監督職員は、天災等に伴い、成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 136 条　履行報告

受注者は、契約書第 13 条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第 137 条　屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1．受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

2．受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

第 138 条　業務費用実績報告

山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱第１４条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、受託者は発注者に次の書類を発注者が指定する期限までに提出しなければならない。

・山形県建設工事関連業務委託低入札価格調査制度取扱要領第１２条に定める業務費用実績報告書

第 139 条　行政情報流出防止対策の強化

1．受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。

2．受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

1）受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

2）受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

3）受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

（電子情報の管理体制の確保）

1）受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第112条で示す業務計画書に記載するものとする。

2）受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

（電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保）

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

（事故の発生時の措置）

1）受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2）この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3．発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

２．施工監督補助業務共通仕様書

第２章　　低水流量観測

第201条　観測の範囲（低水）

低水流量観測での観測範囲は、流速計（可搬式）で観測が可能な流量規模を原則とする。ただし、流速計（可搬式）での観測が困難な場合等はこの限りではない。

第202条　観測の実施（低水）

１．観測方法及び流量の計測方法は、原則として第105条の「基準」により行う。

２．観測回数は、原則として第105条の「基準」もしくは特記仕様書に示すほか、監督職員の指示によるものとする。

第203条　流速計

流速計により観測する場合は、音数式又は直読式とし、１回の観測時間は、少なくとも20秒以上とし、２回繰り返すものとする。なお、直読式流速計では、平均流速を読みとるものとする。

第204条　精度管理

受注者は、精度管理図を作成し、第 105 条の「基準」により、常に精度向上に努めなければならない。

第 205 条　成果物

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について、第 119 条成果物の提出に従い納品するものとする。

（１）流量観測野帳

（２）観測流量表

（３）精度管理図

第３章　　高水流量観測

第301条　観測の範囲（高水）

高水流量観測での観測範囲は、浮子観測による流量規模を原則とする。

第302条　観測の実施（高水）

１．観測方法及び流量の計算方法は、原則として第105条の「基準」により行う。

２．観測回数は、原則として第105条の「基準」もしくは特記仕様書に示すほか、監督職員の指示によるものとする。

第303条　浮　　子

浮子は、原則として第105条の「基準」による、表面浮子又は棒浮子を使用するものとする。

第304条　精度管理

受注者は、精度管理図を作成し、第105条の「基準」により、常に精度向上に努めなければならない。

第 305 条　成果物

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について、第 119 条成果物の「提出」に従い納品するものとする。

（1）流量観測野帳

（2）横断（深浅）測量野帳

（3）観測流量表

（4）精度管理図

土木工事施工監督補助業務共通仕様書

平成15年11月14日
管 第 2161 号

第1章　総　則

第１条　適用範囲

１．この共通仕様書は、山形県県土整備部が所管する請負工事の監督業務の一部を委託する土木工事施工監督補助業務（以下「業務」という。）に適用する。

２．閲覧設計書、図面、特記仕様書及び共通仕様書は相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束する。

第２条　用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

１．「委託者」とは、知事若しくはその委任を受けた者をいう。

２．「受託者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは法人をいう。

３．「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務を行う者である。

４．「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、受託者が定めた者をいう。

５．「監督補助員」とは、受託者が業務を履行するために使用している者（管理技術者を除く。）をいう。

６．「指示」とは、監督職員が受託者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

７．「承諾」とは、受託者が監督職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

８．「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。

９．「報告」とは、受託者が監督職員に対し、業務の遂行に係わる事項について書面をもって知らせることをいう。

10．「提出」とは、受託者が監督職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

11．「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

12．「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

第３条　管理技術者、監督補助員の通知

受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者と、業務を処理するため使用する監督補助員の氏名等、必要な事項を委託者に通知するものとする。

第４条　一般的留意事項

１．管理技術者は、監督補助員が行う業務に係わる次の諸事項が適切に行われるように、監督補助員を指揮

監督しなければならない。

（1）監督に関する業務の実施にあたっては、別に定める「山形県建設工事監督要領」等を十分理解し、厳正に実施すること。

（2）監督に関する業務の実施にあたって、工事請負者又は外部からの通知若しくは報告を受けた場合は速やかに監督職員にその内容を正確に伝えること。

（3）監督に関する業務の実施にあたって、工事請負者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。

（4）監督に関する業務の実施にあたって、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、更に工事現場の状況についても精通しておくこと。

（5）業務の実施にあたっては、業務に関する図書を適切に整備しておくこと。

2．管理技術者は、別途特記仕様書に定めるところにより監督職員と打合せを行うものとし、その結果について打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3．監督補助員は、管理技術者のもとに業務を適正に実施するものとし、工事請負者に対する指示（監督職員から監督補助員を通じて行う場合は除く。）承諾を行ってはならない。

第５条　業務実施計画書

受託者は、業務実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

第６条　業務実施報告書

受託者は、次に掲げる事項を記入した別紙の業務実施報告書を作成し、監督職員に月毎にとりまとめて提出するものとする。

（1）実施した業務の内容

（2）その他必要事項

第７条　業務完了時の提出書類

業務が完了した場合、前条に規定する業務実施報告書を一括整理して提出するものとする。

第８条　守秘義務

受託者は、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第２章　　監督補助業務

第９条　業務内容

受託者は、以下に掲げる業務を行うものとする。

１．請負工事の契約の履行に必要な資料の作成

（１）受託者は、監督職員の指示により工事の設計図書等に基づく工事請負者に対する指示、協議に必要な資料の作成を行い、監督職員に提出するものとする。

（２）受託者は、監督職員の指示により、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

（３）委託者は、次の各号に掲げる項目について、監督職員の指示により、現地の確認、調査、又は検討に必要な資料の作成を行い、監督職員に報告又は提出するものとする。

１）特記仕様書、閲覧設計書、図面が一致しないこと。

２）設計図書に誤謬又は脱漏があること。

３）設計図書の表示が明確でないこと。

４）工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

５)設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

６）工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。

（４）受託者は、監督職員の指示により工事の設計変更若しくは契約担当者等への報告事項に必要な調査測量、又は図書等の資料作成を行い、監督職員に提出するものとする。

２．請負工事の施工状況の照合等

（１）受託者は、監督職員の指示により、使用材料（支給材料等を含む。）について設計図書との照合を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

（２）受託者は、監督職員の指示により、施工状況（段階確認）について設計図書との照合を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

（３）受託者は、監督職員の指示により、上記以外の施工状況を把握し、その結果を監督職員に報告するものとする。

（４）受託者は、現場で照合等を行い、設計図書等に適合しない場合は、その旨を請負者に伝えるとともに、その結果を監督職員に報告するものとする。

３．地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

受託者は、監督職員の指示により、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な測量、調査、資料の作成及び立会いを行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

第 10 条　工事検査の立会い

受託者は、監督職員の指示により、請負工事に係わる工事検査に立会うものとする。

第 11 条　書面での報告

本章の各条にいう書面で監督職員に報告することは、業務実施報告書によるものとする。

(別紙)

業 務 実 施 報 告 書

区　　分	平成　　年　　月	管理技術者	監督補助員
工 事 名			
位　　置			
工事請負者			
工　　期			
月 ／ 日	実 施 業 務 の 概 要		